

印業令 7 第 5 号

印旛広域水道用水供給事業水安全計画見直し業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

## 目 次

|       |                        |   |
|-------|------------------------|---|
| 第 1 章 | 総 則                    |   |
| 1－1   | 適用範囲                   | 1 |
| 1－2   | 業務委託の目的                | 1 |
| 1－3   | 対象施設                   | 1 |
| 1－4   | 業務主任技術者（管理技術者）及びその他技術者 | 1 |
| 1－5   | 監督職員                   | 1 |
| 1－6   | 業務委託の施行                | 1 |
| 1－7   | 打合せ                    | 2 |
| 1－8   | 資料の貸与                  | 2 |
| 1－9   | 法令等の遵守                 | 2 |
| 1－10  | 中立性の保持                 | 2 |
| 1－11  | 秘密の保持                  | 2 |
| 1－12  | 疑義の解釈                  | 2 |
| 1－13  | 事故の防止                  | 2 |
| 1－14  | 成果品の検査                 | 2 |
| 1－15  | 成果品の帰属                 | 3 |
| 1－16  | 納期                     | 3 |
| 1－17  | 提出書類及び成果品              | 3 |
| 第 2 章 | 業務の概要及び内容              |   |
| 2－1   | 業務の概要                  | 3 |
| 2－2   | 業務の内容                  | 3 |

## 第1章 総 則

### 1-1 適用範囲

1 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

- （1）委託番号 印業令7第5号
- （2）委託名 印旛広域水道用水供給事業水安全計画見直し業務委託
- （3）委託期間 契約日の翌日から令和8年2月27日限り

### 1-2 業務委託の目的

1 本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、水道水の更なる安全性の向上に資するため、「水安全計画策定ガイドライン」（平成20年5月、厚生労働省健康局水道課）で掲げるレビューの考え方にに基づき、「印旛広域水道用水供給事業水安全計画（第3版）令和5年2月」（以下「策定済みの水安全計画」という。）の記載内容を最新の情報に改定するものである。

また、夏期を中心とした受け渡し地点における残留塩素濃度の低下を踏まえ、残留塩素の挙動に関する分析を行い、その結果をもとに、令和5年2月に策定した残留塩素管理マニュアル（以下「策定済みの残留塩素管理マニュアル」という。）の改定を併せて行うものである。

### 1-3 対象施設

1 水源から印旛広域水道用水供給事業構成団体の受け渡し地点に至る水道システムを対象とする。

### 1-4 業務主任技術者（管理技術者）及びその他技術者

- 1 受注者は、業務遂行にあたり、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者を定め組合に通知するものとする。
- 2 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は兼務することができない。
- 3 業務主任技術者（管理技術者）は技術士（上下水道部門/上水道及び工業用水道）とし、資格証明書及び当該企業と雇用関係にあることを証明する書類を提出する。
- 4 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門/上下水道/上水道及び工業用水道）とし、資格証明書及び当該企業と雇用関係にあることを証明する書類を提出する。
- 5 上記に加え、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者は、過去10年以内に水安全計画策定業務の経験を有するものとし、経歴書を併せて提出する。

### 1-5 監督職員

1 本業務委託は、組合が定める監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約書、仕様書等に定められた事項の範囲において、業務の施行上の指示及び監督を行う。

受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

### 1-6 業務委託の施行

- 1 受注者は、業務委託の施行にあたり、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確で丁寧に行わなければならない。
- 2 受注者は、本業務委託のうち、特に、審議・検討を要するものについては、監督職員と十分に審議・検討する。

#### 1－7 打合せ

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議内容について、速やかに記録し提出しなければならない。

#### 1－8 資料の貸与

- 1 本業務委託の施行にあたり、必要となる資料については、監督職員と協議のうえ貸与あるいは提供する。

なお、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

また、これらの貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済しなければならない。

#### 1－9 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務の施行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1－10 中立性の保持

- 1 受注者は、各種調査をはじめとする業務の施行にあたり、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

#### 1－11 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1－12 疑義の解釈

- 1 受注者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書に疑義を生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは、内容に相互符合しない事項がある場合は、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

#### 1－13 事故の防止

- 1 受注者は、現況調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

#### 1－14 成果品の検査

- 1 受注者は、業務完了後、業務主任技術者（管理技術者）立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。

- 2 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。

- 3 業務完了後において、監督職員から説明を求められたときには、直ちに業務主任技術者（管理技術者）を派遣し、これに答えなければならない。また、受注者の責に伴う契約の不適合が確認された場合、受注者は直ちに修正を行わなければならない。

なお、これに要する経費は受注者の負担とすること。

#### 1-15 成果品の帰属

1 成果品は全て組合の帰属とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

#### 1-16 納期

1 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

#### 1-17 提出書類及び成果品

##### 1 提出書類

- |                               |                             |     |
|-------------------------------|-----------------------------|-----|
| (1) 業務着手届                     | ( 契約後 7 日以内 )               | 2 部 |
| (2) 業務主任技術者 ( 管理技術者 ) 選任通知書   | ( 契約後 7 日以内 )               | 2 部 |
| 経歴書及び T E C R I S の写しを添付すること。 |                             |     |
| 照査技術者及び担当技術者についても提出すること。      |                             |     |
| (3) 業務工程表                     | ( 契約後 7 日以内 )               | 2 部 |
| (4) 業務カルテ                     | ( 契約後 1 0 日以内・完了後 1 0 日以内 ) | 1 部 |
| 業務カルテ受領書の写し                   | ( その都度 )                    | 1 部 |
| (5) 業務計画書                     | ( 契約後 1 5 日以内 )             | 2 部 |
| (6) 業務完了報告書                   | ( 業務完了時 )                   | 2 部 |
| (7) 業務目的物引渡申出書                | ( 業務完了時 )                   | 2 部 |
| (8) その他必要とする書類                |                             | 1 式 |

##### 2 成果品

- |                                              |         |
|----------------------------------------------|---------|
| (1) 印旛広域水道用水供給事業 水安全計画 ( 第 4 版 ) A 4 キングファイル | 3 部     |
| ① ホームページ掲載用の概要版を含む。                          |         |
| ② 残留塩素管理マニュアルを含む。                            |         |
| (2) 上記に関する電子データ                              | C D 2 枚 |

## 第 2 章 業務の概要及び内容

### 2-1 業務の概要

1 水安全計画策定ガイドライン ( 平成 2 0 年 5 月、厚生労働省健康局水道課 ) に示された以下の項目について、策定済みの水安全計画の記載内容を確認し、必要に応じて改定するものである。

### 2-2 業務の内容

#### 1 水安全計画策定 ( 改定 ) ・推進チームの編成

水安全計画を策定 ( 改定 ) し、推進するための策定 ( 改定 ) ・推進チームについて印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部内に編成する。

#### 2 水道システムの把握 ( 改定 )

以下の情報について、策定済みの水安全計画で収集・整理した記載内容を確認し、必要に応じて改定する。

- (1) 事業の概要
- (2) 施設の概要
- (3) 流域内汚染源情報
- (4) 気象状況
- (5) 水質検査計画及び水質検査結果
- (6) 薬品注入状況
- (7) 水質事故の状況

### 3 危害分析（改定）

策定済みの水安全計画で整理した水道システムに存在する危害原因事象について、発生頻度、影響程度の確認を行う。また、想定される危害原因事象として新たなものが生じた場合は、追加するものとする。

現在、PFOS 及び PFOA については、水質管理目標設定項目として暫定目標値（50ng/L）が定められているが、2026 年（令和 8 年）4 月からは水質基準項目に移行する見込みである。このことを踏まえこれらの物質による危害についても十分に考慮し、危害分析を実施するものとする。

### 4 管理措置・監視方法及び水質管理目標の設定（改定）

策定済みの水安全計画でとりまとめた管理措置、監視方法、水質管理目標について、これまでの運用実績を参考にして必要に応じて改定する。

### 5 対応方法の設定（改定）

策定済みの水安全計画でとりまとめた対応方法について、これまでの運用実績を参考にして必要に応じて改定する。

### 6 文書と記録の管理（改定）

策定済みの水安全計画でとりまとめた文書と記録の管理について、これまでの運用実績を参考にして必要に応じて改定する。

### 7 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証（改定）

策定済みの水安全計画でとりまとめた水安全計画の各要素の技術的妥当性について、これまでの運用実績を参考にして必要に応じて改定するとともに、水道システムが水安全計画に沿って運用され、安全な水が安定的に供給されたかを検証する。

### 8 レビュー（改善）

策定済みの水安全計画について、これまでの運用実績を参考にして必要に応じてレビュー（改善）を行う。

### 9 支援プログラム（改定）

策定済みの水安全計画でとりまとめた支援プログラムについて最新の情報に改定する。

### 10 水安全計画書作成（改定）

策定済みの水安全計画に現在までのデータを新たに加えて、水安全計画書の改定版を作成する。

#### 11 残留塩素管理マニュアルの作成（改定）

策定済みの残留塩素管理マニュアルについて、現在までの水質データ等及び千葉県企業局にて行われている残留塩素の低減化に係る水温に応じた管理目標値の設定の確認を行い必要に応じて改定する。

また、印東加圧ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備の運用についても、残留塩素の挙動の分析を行い、必要に応じて改定する。

- （１）千葉県企業局柏井浄水場及び北総浄水場並びに成田給水場の残留塩素濃度、印東加圧ポンプ場における残留塩素濃度及び各供給地点における残留塩素濃度の整理
- （２）水温や滞留時間等と残留塩素の挙動に関する要因分析
- （３）上記の検討を踏まえた残留塩素管理マニュアルの作成（改定）

#### 12 その他

当組合では、千葉県企業局へ浄水処理業務を委託しており、関連する各浄水場の原水及び浄水の水質について、千葉県企業局から定期的に水質検査結果の情報を提供されている。

については、PFOS・PFOAが水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられるため、組合の「令和８年度水質検査計画体制・計画策定」におけるPFOS・PFOA水質検査回数等の検討にあたり、判断材料としての資料提供すること。